

アルゼンチンのイタリア産セラミック製床タイル輸入に対するアンチダンピング措置

(パネル報告 WT/DS189/R, 提出日:2001年9月28日 採択日:2001年11月5日)

福永 有夏

I. 事実の概要

1. 事案の概要

1998年9月25日、アルゼンチン経済省 DCD(Directorate of Unfair Trade)は、ザノン(Cerámica Zanon)の申請に基づきアンチダンピング(以下、AD)調査を開始した。イタリアの生産者組合(Assopiastrelle)の要請により、イタリアからアルゼンチンの輸出の約70%を占める4社をサンプルとして、個別ダンピング・マージンを算出することとなった。1999年9月23日、経済省 DCD は、上記4社からの質問書に対する回答を無視し、ファクツ・アベイラブルに基づいて最終決定を行い、4社すべてに同一レートの AD 税を賦課することを決定した。

2. 手続の時系列

2000年1月26日 ECの協議要請
2000年3月1日 協議
2000年11月7日 パネル設置要請
2001年1月12日 パネル設置
2001年9月28日 パネル報告提出
2001年11月15日 パネル報告採択

II. パネル報告

1. 申立国 (EC) の主張

i. ファクツ・アベイラブルに関する AD 協定 6 条 8 項及び附属書 2

サンプルとされたイタリア輸出企業4社すべてがアルゼンチン経済省 DCD の質問書に対し完全かつ時宜を得た回答をしたにもかかわらず、DCD がこれらの回答を無視したことは、AD 協定 6 条 8 項及び附属書 2 に違反している。

アルゼンチンの AD 協定 6 条 8 項及び付属書 2 に関する抗弁は AD 調査関連文書の

中では触れられていなかったもので、アルゼンチンは事後的な正当化を試みているに過ぎない。

ii. 個別マージン算出に関する AD 協定 6 条 10 項

サンプルとされたイタリア輸出企業 4 社に対し、同一レート of AD 税を賦課したことは AD 協定 6 条 10 項に違反している。

iii. 公正な比較に関する AD 協定 2 条 4 項

アルゼンチンが価格に影響を及ぼしうる製品のモデルごとの差異に対して妥当な考慮を払わなかったことは、公正な比較を求めた AD 協定 2 条 4 項に違反している。

iv. 重要な事実の通知に関する AD 協定 6 条 9 項違反

アルゼンチンが確定的措置を発動するか否かの決定の基礎として考慮した重要な事実を公開しなかったことは、AD 協定 6 条 9 項に違反している。

2. 被申立国（アルゼンチン）の主張

i. ファクツ・アベイラブルに関する AD 協定 6 条 8 項及び付属書 II

輸出者から提供された回答には問題があり、したがってファクツ・アベイラブルを用いることは正当化される。

アルゼンチンが指摘した回答書の問題は以下のとおり。①回答書の秘密情報に関する十分な秘密でない要約が提供されなかったため、DCD は公開版決定において秘密情報に依拠することができなかった、②DCD から明示的な要請があつたにもかかわらず、輸出者は回答書の情報の根拠となる文書（特に統計上有効なインボイスのサンプル）を提供しなかった、③質問書で求められているスペイン語への翻訳や米ドル換算値が提供されなかったために調査が著しく妨げられたほか、同じく質問書で求められている第三国への輸出や輸出産品に係る費用構造についての情報へのアクセスが拒否された、④情報の提供は時宜を得たものではなかった。

ii. 個別マージン算出に関する AD 協定 6 条 10 項

サンプル企業 4 社の提供した情報のみでは、それぞれの企業についてカテゴリーご

とのマージンを算出することが不可能であったため、同一レートのマージンを算出したことは正当化される。

iii. 公正な比較に関する AD 協定 2 条 4 項

アルゼンチン調査当局は、価格に影響を及ぼしうる製品のモデルごとの差異に対して妥当な考慮を払った。また、アルゼンチンの用いた方法は AD 協定 2 条 4 項の合理的な解釈に基づくものであり、AD 協定 17 条 6 項により尊重されなければならない。

iv. 重要な事実の通知に関する AD 協定 6 条 9 項

どのような方法で重要な事実が通知されたかは問題ではなく、輸出者はすべての情報を含んだファイルを閲覧したという本件事実に鑑みれば、DCD は AD 協定 6 条 9 項の義務を遵守している。

3. パネルの判断

i. ファクツ・アベイラブルに関する AD 協定 6 条 8 項及び付属書 2

a. 一般論

AD 協定 6 条 8 項及び付属書 II によれば、ファクツ・アベイラブルを利用できるのは、①当事者が必要な情報へのアクセスを妨げる、②当事者が妥当な期間内に必要な情報を提供しない、③当事者が調査を著しく妨げる、のいずれかの場合のみである(6.20)。

また、AD 協定 6 条 8 項及び付属書 II パラ 6 によれば、当局は、ファクツ・アベイラブルを利用する場合、①提供された証拠や情報が受け入れられない理由を当事者に通知し、②妥当な期間内にさらなる説明を行う機会を与え、③公開版決定の中で、証拠や情報が拒否された理由を述べなければならない(6.21)。

AD 協定 17 条 6 項の審査基準によれば、パネルはアルゼンチンの最終決定及び関連文書を審査の対象としなくてはならないが、これらの文書にはアルゼンチンがファクツ・アベイラブルを用いることができるという結論に至った経緯が説明されていない(6.24)。

パネルは、決定の際には示されていない事後的な正当化事由を考慮する必要はなく、上記事実のみでも DCD の事実認定は客観的で公平でなかったと結論する

ことができるが、審査の完全性のためにアルゼンチンの事後的な抗弁も考慮する(6.27-28)。

b. 提供された情報の秘密性と秘密でない要約を提供しなかったこと

調査当局が提供された秘密情報を保護することを義務付けている AD 協定 6 条 5 項や、公告における秘密情報の保護について規定している AD 協定 12 条 2 項は、当局が決定を行う際に秘密情報に依拠せざるを得ない場合があることを示唆している(6.32-36)。さらに、タイの鉄鋼 AD に関する上級委員会報告も、秘密でない情報の上に依拠して決定を行う義務のないことを認めている(6.37)。秘密でない要約の提供を義務付けている AD 協定 6 条 5 項 1 は、ある情報の秘密性を保護する必要性と、すべての当事者に各々の利益を擁護するための十分な機会を確保する必要性とのバランスを図っており、当局は秘密でない要約が不十分であるからといって秘密情報を無視することはできない(6.38-39)。いずれにしても、本件においては、当事者は秘密情報について十分な秘密でない要約を提供している(6.40-49)。さらに、DCD は秘密でない要約が不十分であるとの理由で質問書への回答を無視すると当事者に通知していない(6.50)。

c. 証拠文書の欠如

AD 協定 6 条 1 項によれば、当局は必要とする情報について通知する義務を負っており、また AD 協定付属書 II の 1 項によれば、当局は入手することを要する情報の詳細を特定しなくてはならない。したがって、当局によって詳細が特定されていない情報を当事者が提供しなかったからといって、当局は入手可能な最善の情報を採用することはできない(6.54-55)。さらに、AD 協定 6 条 6 項によれば提供された情報の正確性を審査する責任は調査当局にあり、情報の正確性を審査するための証拠文書で、当局により明示的に要請されていないものを当事者が提供していないからといって、ファクツ・アベイラブルを採用することができない(6.56-58)。

本件において、DCD はどのような証拠文書が必要かについて明確に要請しておらず、従って輸出者の提供した証拠を無視したことは正当化されない(6.59-6.66)。さらに、DCD は証拠文書が不十分であるとの理由で質問書への回答を無視すると当事者に通知していない(6.67)。

d. 質問書の形式要件の不履行

本件で問題となっているスペイン語翻訳や米ドル換算値は、これらが提供されなかったからといって調査を著しく妨げるようなものではない(6.70-71)。第三国への輸出や輸出産品に係る費用構造についての情報については、質問書の中でもこれらを提供する必要は必ずしもないと言及されており、これらを提供しなかったからといって調査を著しく妨げた、もしくは必要な情報へのアクセスを拒否したということとはできない(6.72)。さらに、DCD は質問書で求められている情報が提供されていないとの理由で質問書への回答を無視すると当事者に通知していない(6.74)。

e. 情報提供の遅延

期限後に提供された情報は、アルゼンチンの追加的な情報の要請に応じて提供されたのであり、妥当な期間内に提供されなかったということとはできない(6.78)。さらに、DCD は情報提供が遅延したとの理由で質問書への回答を無視すると当事者に通知していない(6.79)。

f. 結論

以上より、アルゼンチンは、輸出者から提供された情報をほとんど無視し、またその理由を通知しなかったことにより、AD 協定 6 条 8 項及び付属書 II に違反している。

ii. 個別マージン算出に関する AD 協定 6 条 10 項

AD 協定 6 条 10 項第 1 文の、「個々の知られている輸出者又は関係する生産者」について個別マージンを算出しなくてはならないという義務は、AD 協定 6 条 10 項第 2 文により抽出されたサンプル輸出者又は生産者のマージンを算出する際にも適用される。つまり、抽出されたサンプル輸出者又は生産者についても個別マージンを算出しなくてはならない。これは、AD 協定 9 条 4 項及び 6 条 10 項 2 からも支持される(6.89-6.90)。

DCD は、サンプル輸出者又は生産者の個別マージンを算出できないと結論するに至った理由や事実関係を示しておらず、また事実関係から DCD が個別マージンを算

出するために十分な情報を有していなかったということではできない(6.92-97)。

カテゴリごとの有用な情報を入手できなかったため個別マージンを算出できなかったとアルゼンチンが主張していることについて、カテゴリごとのマージンを算出することはAD協定2条4項の公正な比較を確保するために有効な手段ではあるが、当局は最終的には製品全体のマージンを算出しなくてはならないのであり、カテゴリごとの情報が入手できなかったからといって個別マージンを算出しなくても良いということにはならない(6.98-100)。

したがって、アルゼンチンはAD協定6条10項に違反している(6.101)。

なお、アルゼンチンは無害の瑕疵についての抗弁(harmless error)を提起し、EUは個別マージンを算出されなかったことにより輸出者が害を被ったことを証明していないと主張しているが、アルゼンチンの引用している乳製品セーフガード事件上級委員会報告は、DSU(紛争解決に係る規則及び手続に関する了解)6条2項を審査する際に「不利益(prejudice)」の有無を考慮したのであり、本件には関係しない。またDSU3条8項により違反措置があった場合に「害」は推定され、またアルゼンチンは違反措置があったにもかかわらず害がなかったことを証明していない(6.102-6.105)。

iii. 公正な比較に関するAD協定2条4項

AD協定2条4項によれば、当局は物理的特性の差異など、価格の比較可能性に影響を与えうる差異に妥当な考慮を払わなくてはならず、当局は公正な比較を確保するためにどのような情報が必要かについて当事者に通知しなくてはならない。つまり、当局は公正な比較を確保するために少なくとも特定された差異を評価することを義務付けられている(6.113)。

DCDは、価格の比較可能性に影響を与えうる差異を認識しながら、それに対する調整を十分に行わず、また調整を行うためにどのような情報が必要かについて当事者に通知することもしなかった(6.114-116)。

したがって、DCDはAD協定2条4項に違反している(6.117)。

iv. 重要な事実の通知に関するAD協定6条9項違反

アルゼンチンの主張するように、AD協定6条9項に規定される重要な事実を通知する義務は、様々な方法で実施することができると考えられる(6.125)。

本件においては、すべての情報を含んだファイルが公開されているとはいえ、これらのファイルを見ても、DCD が申請者と二次資料のみを根拠として決定を下し、輸出者が提出した情報を無視したという事実を知ることはできない(6.126-6.129)。アルゼンチンは、再度無害の瑕疵についての抗弁を提起しているが、これは上述した理由により認められない(6.130)。

したがってアルゼンチンはAD 協定 6 条 9 項に違反している(6.131)。

III. 解説

1. 実体上の論点

i. ファクツ・アベイラブル

本件の中心的論点は、ファクツ・アベイラブルに関するものであった。AD 協定 6 条 8 項および附属書 II は、当事者が必要な情報を妥当な期間内に提供しなかった場合に、当局が入手可能な事実（ファクツ・アベイラブル）に基づいて決定を行うことを認めている。

ファクツ・アベイラブルもしくは AD 協定 6 条 8 項および附属書 II に関しては、この事件の前に米国熱延鋼板 AD 事件パネル・上級委員会報告(WT/DS184/R)が先例としてあり、またこの事件の後にも米国鋼板 AD 事件パネル報告(WT/DS206/R)が採択されている。本件における事実関係は、これらの事件と比して非常に単純なものであったといえる。パネルは、①秘密情報の秘密でない要約が十分でないこと、②当局が明示的に要請していない証拠文書が提出されていないこと、③スペイン語訳や米国ドル換算額などが提出されていなかったこと、④当局の要請により当初の期限後に情報が提供されたこと、のいずれもが AD 協定 6 条 8 項および附属書 II によりファクツ・アベイラブルの利用を認める根拠となりえないことを明らかにした。

この点についてのパネル報告に関して興味深い点は、パネルが、アルゼンチンの上記①から④を根拠とする主張はそもそもAD決定を行った後の事後的な正当化であり、審査の完全性のため本件においてはこれらのアルゼンチンの主張を考慮するものの、本来事後的な正当化は考慮する必要がないと述べている点である。つまり、ADに関する紛争においては、当局が当時適切な決定を行ったかという主観的問題が争われるのであり、アンチダンピングの発動を正当化する状況が存在していたか否かという客観的問題は争うことができない。主観的問題が争点となるというAD紛争のひとつ

の特徴は、ADに関するパネル・上級委員会審査における証拠の範囲も決定する。AD紛争における被申立国がAD措置発動を正当化する市場の状況などに関する証拠をパネルに提出しても、その証拠がAD決定当時その被申立国の当局によって検討されていないのであれば、パネルはその証拠を検討する必要がないし、本件のように検討したとしても、当局によって検討されていない証拠によってAD措置発動を事後的に正当化することはできない¹。

ii. AD 協定 2 条 4 項と AD 協定 6 条との関係

第 2 の論点は、本パネルが AD 協定 2 条 4 項と AD 協定 6 条との相互関係を示唆したという点である。

AD 協定 2 条 4 項は、当局は価格の公正な比較を行わなくてはならないと定め、公正な比較を確保するために、輸出産品と国内産品との差異に妥当な考慮を払うことが求められているほか、産品をカテゴリーやタイプごとに分け、タイプごとの比較を行うことを認めている。

本件で問題となったのは、カテゴリーごとの比較を行うための情報がない場合に、AD協定 6 条 10 項に基づきサンプル企業に対して個別マージンを算出する義務を免れうるか、という点であった。パネルは、最終的に求めるべきは産品全体のマージンであることに鑑みれば、カテゴリーごとの比較を行えないからといって 6 条 10 項の個別マージンを算出する義務を免れることはできないと述べた。カテゴリーごとの比較は当局に一定の場合に認められている方法に過ぎず、義務づけられているものではないこと、EC ベッドリネン AD 事件上級委員会報告がカテゴリーごとの比較をするにしても最終的に産品全体のマージンを算出することの重要性を強調していることから²、このパネルの判断は妥当であったといえよう。

また本件では、AD協定 2 条 4 項と 6 条 8 項との関係についても示唆を行っている。パネルは、AD協定 2 条 4 項に基づき公正な比較をするために追加的な情報が必要となる場合、当局はどのような情報が必要かについて当事者に明示的に通知しなくてはならないと述べている。このことは、AD協定 2 条 4 項に基づく当局の明示的な要請があった場合には当事者は追加的な情報を提供しなくてはならず、そのような情報を提供しなかった場合にはファクツ・アベイラブルの利用が認められることを示唆している。逆に、AD協定 2 条 4 項に基づく当局の明示的な要請がなかった場合には、当

事者が追加的情報を提出しなかったからといってファクツ・アベイラブルの利用は認められない³。

さらに、AD協定 2 条 4 項に基づき追加的情報が認められない場合、ファクツ・アベイラブルの利用が認められるかという点も今後問題となる可能性がある。米国ステンレス鋼板AD事件パネル報告では、米国がAD協定 2 条 4 項を根拠に調査期間を前半と後半に分けてそれぞれにマージンを算出したことについて、複数のマージン算出が認められるための条件が満たされていないとして米国のAD協定 2 条 4 項違反が認定された⁴。このように、AD協定 2 条 4 項に基づく調整がそもそも正当化されえない場合には、調整のための追加的情報は必要な情報とは言えず、当局がこのような情報を明示的に要請し当事者がこの要請に応じていなくても、ファクツ・アベイラブルの利用は認められないと解すべきであろう。

2. その後の経緯

2001 年 12 月 20 日、アルゼンチンと EC は、勧告実施の合理的期間（2002 年 4 月 5 日期限）に合意した。2002 年 4 月 24 日、アルゼンチンは本件で問題となった AD 措置を撤回した。

IV. 参考文献

Raj Bhala and David A. Gantz, WTO Case Law Review 2001, 19 *Ariz. J. Int'l & Comp. La* 457

WorldTradeLaw.net Dispute Settlement Commentary, Panel Report, Argentina – Definitive Anti-Dumping Measures on Imports of Ceramic Floor Tiles from Italy (WT/DS189)

【注】

¹ 右のパネル報告も参照。Panel Report, Egypt – Definitive Anti-Dumping Measures on Steel Rebar from Turkey, WT/DS211/R, adopted 1 October 2002, paras.7.19-21. なお、セーフガードや相殺関税など他の通商救済措置に関するパネル・上級委員会審査でも、同様に審査の対象となる証拠の範囲が限定される。たとえば右の事件を参照。Appellate Body Report, United States – Transitional Safeguard Measure on Combed Cotton Yarn from Pakistan, WT/DS192/AB/R, adopted 5 November 2001, paras.74-79. 言うまでもなく、被申立国の当局がある市場の状況に関する証拠を適切に考慮しなかったとの申立国の主張は、主観的問題に関する主張ととらえることができ、この場合にはパネルもしくは上級委員会はその証拠を検討し、当局の検討すべき証拠であったのか否かを判断することが求められる。

² Appellate Body Report, European Communities – Anti-Dumping Duties on Imports of Cotton-Type Bed Linen from India, WT/DS141/AB/R, adopted 12 March 2001, para.53.

³ なお、本件パネルのパラグラフ 53-55 も参照。

⁴ Panel Report, United States – Anti-Dumping Measures on Stainless Steel Plate in Coils and Stainless Steel Sheet and Strip from Korea, WT/DS179/R, adopted 1 February 2001, paras.6.115-125.